

令和5年度第3回尾張西部構想区域地域医療構想推進委員会 議事概要

- 1 日 時 令和5年11月22日(水) 午後2時25分から午後3時20分まで
- 2 場 所 一宮市保健所 4階 大会議室
- 3 出席者 別添出席者名簿のとおり
- 4 傍聴人 3人
- 5 議 題 公立病院経営強化プランについて
病床機能再編支援交付金について
- 6 協議結果 全ての議題が承認されました。
- 7 会議の内容

(1) 開会(清須保健所次長)

令和5年度第3回尾張西部構想区域地域医療構想推進委員会を開催します。

(2) 委員長の選出について

開催要領第3第4項の規定によりまして、互選で、委員長は一宮市医師会の櫻井様
にお願いする。

(3) 委員の出欠席について

構成委員数は16名で、出席委員数は15名、欠席委員数は1名で、委員の過半数が
出席しています。

(4) 会議の公開・非公開について

議題(2)の「病床機能再編支援交付金について」は、非公開とする。

議題(2)以外は、開催要領第6第1項によりまして、全て公開で行います。

(5) 議事

ア 公立病院経営強化プランについて

(ア) 一宮市病院事業関係(一宮市立市民病院・一宮市立木曾川市民病院)「資料5、
参考資料2、参考資料3」

(説明者：一宮市 平松病院事業部長)

・参考資料2は、総務省から令和5年3月29日に公立病院の経営強化の推進を目的
として出されたガイドラインの概要版です。

・第2の地方公共団体における公立病院経営強化プランの策定の項目のとおり、全
国の地方公共団体を対象に令和5年度までに公立病院の経営強化のための取り組み
を記載したプランを作成するよう求めています。

・公立病院に対しては、平成19年と平成27年にも経営改善のための改革プラン策
定を求めるガイドラインが総務省から出ていまして、今回のプランは3回目になり
ます。

- ・プランの内容は、6項目の記載が求められており、今回のガイドラインは、今までの2回の改革プランに入っていなかった(2)の医師・看護師等の確保と働き方改革と(4)の新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組についての記載を求められているのが特徴になります。
- ・プランの策定方法に関しては、自治体内の関係部署だけでなく、関係する他の自治体、医療機関、医師会関係者及び学識経験者等との意見交換を行い、十分な理解を得るよう努めるべきとされており、今回の策定の経過は総務省に回答することになっています。
- ・11月13日に地域の医療機関で構成する尾張西部構想区域病院団体協議会において御意見をいただき、本日の会議で内容を審議いただくものです。
- ・今後は、一宮市と稲沢市がそれぞれ12月の議会に合わせてプランを公表する予定をしています。
- ・1ページは、本プラン策定の経緯を記載しています。
- ・2ページは、これまでに一宮市の病院事業として行ってきました経営改革の取り組みを記載しています。
- ・3ページ及び4ページは、尾張西部医療圏の将来に向けての人口の推移と地域医療構想における必要病床数について触れています。
- ・5ページから27ページまでが一宮市立市民病院と一宮市立木曾川市民病院の現況で、令和元年度以降の職員数、患者数、治療実績及び手術状況等を記載しています。
- ・一宮市立市民病院の収支状況は16ページに、一宮市立木曾川市民病院の収支状況は25ページに記載しています。
- ・令和3年度と令和4年度は、コロナ対策の補助金の関係で、経常損益及び純損益は黒字となっていますが、令和5年度は、損失の計上が見込まれています。
- ・28ページの(1)役割・機能の最適化と連携の強化で、一宮市立市民病院は、第三次救急医療機関、地域がん診療連携拠点病院等の指定を受け、基幹病院としての役割、一宮市立木曾川市民病院は、回復期医療を担う後方支援病院としての役割で、2病院の役割をここで改めて確認しまして、29ページの③機能分化・連携強化で、一宮市立市民病院と一宮市立木曾川市民病院の連携を記載しています。
- ・稲沢市民病院との連携について、市の垣根を超えた病院の連携体制の構築を記載しています。
- ・必要な医療機能等の令和9年度までの目標数値について、個別具体的に述べています。
- ・(2)医師・看護師等の確保と働き方改革を32ページに、(3)新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組を34ページに記載していますが、最近の課題を踏まえてガイドラインに追加された項目になります。
- ・令和6年4月から適用されます医師の働き方改革への対応につきましては、一宮市立市民病院では既に出退勤システムを活用しました労務管理を行っており、時間外労働の上限を超えることが見込まれる部署の労働基準監督署への許可の取得により対応している旨を記載しています。

・感染症対策は、新型コロナの経験を活かして、職員の育成や施設の整備を行う旨を記載しました。

・35ページの(4)施設・設備の最適化では、令和9年度までの主な設備投資を表にしています。計画期間中に新設の予定はありませんので、既存設備の更新予定を年度ごとに記載しています。

・37ページの(5)デジタル化への対応では、オンライン資格確認システムを活用した電子処方箋の導入準備を進めることや近年増加している病院に対するサイバー攻撃への対策強化について記載しています。

・38ページの(6)経営の効率化等では、プランの最終年度の令和9年度に経常収支比率100%以上の黒字化の達成を目指すために、各年度での目標数値を設定しています。

・具体的な取り組みは、一宮市立市民病院が39ページから、一宮市立木曾川市民病院が43ページから記載していますが、基本的な方針としては、地域の医療機関との連携を積極的に行って稼働率を高めるとともに、診療単価を向上させます。

・費用面については、材料費等で適正な価格の情報収集や交渉等による削減、収支両面での取り組みで、令和5年度に赤字になっている状態を何とか黒字にしていく目標の内容になっています。

・46ページからは、(7)その他で、地方公営企業法による独立採算原則の例外として、本来ならば行政が行うべき事業や不採算部門における経費について、一般会計からの引き出し金の考え方を記載しています。

・49ページでは、今後のプランの点検及び評価について、ガイドラインにより、毎年度外部委員を含めた評価委員会を開催しまして、進捗状況の評価を行い、結果を公表することを記載しています。

・一宮市の病院事業経営強化プランについて、病院団体協議会に出席いただいている委員の方から御意見をいただき、将来のこの地域の人口減少が見込まれる中で、患者数の増加を目標とするプランを策定するのは、地域医療構想の考え方とは合致しないのではないかと御意見をいただいたところですが、御意見及び御指摘につきましては、本プランにおいて、将来人口推計のところ記載のとおり人口の減少や年齢構成としては高齢化が見込まれています。

・一宮市の病院事業の考え方は、機能分化・連携で触れていますとおり、目指すところは地域完結型の医療で、地域の医療機関との紹介及び逆紹介を積極的に行うことによって、適切な医療の提供に努める方針です。紹介率及び逆紹介率ともに前年同時期に比べて伸びている状況です。

・入院患者については、コロナ後一旦落ち込んだところでしたが、徐々に回復しています。

・外来患者については、逆紹介によって少し減りつつありますが、現状を見込んだ計画になっていますので、基本的には国の医療施策に沿ってプランを策定しています。

(イ) 稲沢市病院事業関係（稲沢市民病院）「資料 6、参考資料 2、参考資料 3」

（説明者：稲沢市民病院 石黒事務局長）

- ・はじめにでは、前回作成しました経営改革プランの総括を記載しています。
- ・ I 稲沢市民病院の現状からⅧ点検・評価・公表までは、国の公立病院経営強化プランガイドラインに沿って章立てをいたしています。
- ・ 1 ページのはじめにでは、経営強化プラン策定の背景、2 ページでは、本プランの対象期間を令和 5 年度から令和 9 年度までと記載しています。
- ・ 2 ページから 6 ページまでは、前プランの稲沢市民病院改革プランの総括としまして、数値目標に対する実績と目標達成に向けた取り組みを記載しています。
- ・ 5 ページからは、医師の確保により、平成 31 年 4 月に老年内科を標榜し、令和 2 年 2 月には、訪問看護ステーションあしたばを開設している旨を記載しています。
- ・ 7 ページからは、現状として、施設概要や職員数の推移を記載しています。
- ・ 9 ページは、病床数、患者数の推移を記載しています。
- ・ 11 ページは、平成 30 年度から令和 4 年度までの経営状況を記載しています。
- ・ 純損益は、平成 30 年度と令和元年度は赤字でしたが、令和 2 年度以降は、新型コロナ関連の補助金の交付により黒字になっています。
- ・ 12 ページは、稲沢市民病院を取り巻く環境としまして、尾張西部医療圏と稲沢市の将来推計人口を記載しています。
- ・ 13 ページから 15 ページまでは、将来推計の患者数を記載しています。
- ・ 16 ページは、役割機能の最適化と連携の強化に努める旨を記載しています。
- ・ 17 ページは、目標として、急性期と回復期の 2 つの病床機能をバランスよく担うことで、地域における役割を的確にとらえ、それぞれの分野における質の高い医療を提供し、地域の中核病院として責務を果たす旨を記載しています。
- ・ 急性期医療の体制を強化するとともに、19 ページには、急性期と在宅をつなぐ回復期医療の充実について記載しています。
- ・ 20 ページの③災害医療では、尾張西部区域の災害医療体制を強化するため、災害拠点病院の指定への準備を進めています。
- ・ 21 ページの④感染症対応では、新興感染症等に備えた平時からの取組を記載しています。
- ・ 23 ページには、地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割で、在宅医療の現況と目標を記載しています。
- ・ 24 ページは、取組項目として、①地域医療機関との連携充実、②入退院支援の強化、③訪問看護ステーションの強化、④ACPの推進、⑤健康づくりの強化を記載しています。
- ・ 28 ページからは、機能分化・連携強化の取り組みとして、①一宮市立市民病院との連携、②稲沢厚生病院との連携の強化を記載しています。
- ・ 29 ページには、医療機能や医療の質、連携の強化等に係る数値目標で、令和 3 年度及び令和 4 年度の実績値、令和 5 年度から令和 9 年度までの目標値を記載しています。

・30 ページは、一般会計負担の考え方で、総務省の負担基準に基づく稲沢市の一般会計からの負担金の考え方を記載しています。令和3年度及び令和4年度の実績値、令和5年度は予算額、令和6年度から令和9年度は計画値を記載しています。

・32 ページは、医師・看護師等の確保と働き方改革として、医師及び看護師の確保に向けた取り組みを記載しています。

・33 ページは、職員が働きやすくやりがいのある職場環境の整備を進める旨の記載をしています。

・若手医師の確保では、研修環境の充実を図るとともに、卒後臨床研修評価機構の認定を目指します。

・令和6年4月から適用される働き方改革への対応として、医師の負担軽減への取り組みを記載しています。

・37 ページには、経営形態について、地方公営企業法全部適応の継続の方針を記載しています。

・38 ページからは、施設・設備の最適化で、施設・設備の適正管理と整備費の抑制を図るため、医療機器やシステムの計画的な導入を行う一方、デジタル化へ対応し、①DXの推進、②標準規格準拠電子カルテシステムの導入の検討、③セキュリティ対策の強化に努める旨を記載しています。

・41 ページは、経営の効率化として、経営指標に係る数値目標を令和3年度及び令和4年度の実績値、令和5年度の予算額、令和6年度から令和9年度の目標値を記載しています。また、①収支改善に係るもの、②収入確保に係るもの、③経費削減に係るもの、④経営の安定性に係るものに関わる各年度の目標値を定めています。

・43 ページは、目標達成に向けた具体的な取組として、休床している3階北病棟の開床や施設基準管理システムの導入に伴う診療報酬の適正な算定、医薬品や診療材料費等の共同購買の活用による経費の削減、転倒骨折センターの充実、敷地内薬局の導入等を具体的な取組策として記載しています。

・45 ページは、収支計画として、令和9年度までの黒字化の収支計画を記載しています。また、令和3年度及び令和4年度の実績値、令和5年度の予算額、令和6年度から令和9年度の計画値を記載しています。

・46 ページは、本プランの点検・評価について、有識者等で構成される評価委員会を毎年度開催し、プランの進捗状況や達成状況の点検を行い、その結果を公表するとともに必要に応じて見直していくことを記載しています。

・47 ページと48 ページは、用語の説明となっています。

・11月13日に開催されました病院団体協議会におきまして、人口が減少する中、患者数の増加を見込む目標値は、地域医療構想の考え方に合致しないとの御意見を頂戴しました。

・将来推計人口が減少することは認識していますが、41 ページの②収入確保に係るもので、1日当たりの入院患者数は、コロナ前の入院患者数を目標としています。

・外来患者数について、稲沢市民病院では、今年度から登録医制度を導入しており、逆紹介率が増加しています。今後とも外来患者数は減少する見込みです。

・引き続き地域の医療機関の皆様と連携し、公立病院として適切な医療の提供に努めたいと考えています。

イ 愛知県病院開設等許可事務取扱要領の一部改正について「資料 1、資料 2-1、資料 2-2」

(説明者：清須保健所 蒲生課長補佐)

・愛知県病院開設等許可事務取扱要領の一部改正については、令和 5 年 10 月 13 日開催の愛知県医療審議会医療体制部会において、要領の一部改正が承認され、令和 5 年 10 月 13 日から施行されています。

・主な改正内容は、1 点目として、公的医療機関等による複数の医療機関が再編統合を行う際の特例制度について、医療法第 30 条の 4 第 10 項の規定に基づくものとされていますので、この取り扱いについて、本要領の適用除外とする旨を記載しています。2 点目として、精神病床、感染症病床及び結核病床は、一般病床等以外の病床と位置付けられ、病床整備については、各構想区域の地域医療構想推進委員会における協議を不要とし、必要に応じて県単位で開催される当該病床に係る関連会議において意見を聞くこととされ、各病床における医療機関の開設等の取り扱い手順が整備されました。

・必要な文言修正等として、引用条項の修正や手続きの実態に合わせた文言の修正等を行っています。

・詳細は、同要領の新旧対照表を資料 2-1 で添付していますので、後ほど御確認ください。また、資料 2-2 は同要領の改正後の全文となっています。

ウ 医療機器の共同利用について「資料 3、資料 4、参考資料 1」

(説明者：清須保健所 蒲生課長補佐)

・外来医療計画は、医療機器をより効率的に活用していくために、医療機器の設置状況、稼働状況、保有状況等に関する情報、共同利用の方針、共同利用計画の記載事項等のチェックのためのプロセスを作成し、医療機器等の共同利用の方針や具体的な共同利用について協議を行うこととしています。

・医療機器の共同利用については、対象医療機器を設置する全ての病院、診療所が対象となり、対象となる医療機器は、ガイドラインに基づきまして、CT、MRI、PET、マンモグラフィ、放射線治療のリニアック及びガンマナイフです。

・一宮市立市民病院から対象医療機器であるマンモグラフィを設置した旨、所管保健所に提出がありました。

(6) 閉会 (清須保健所次長)

令和 5 年度第 3 回尾張西部構想区域地域医療構想推進委員会は、これもちまして、閉会といたします。